

# 部会の設置及び今後の取組みについて

## ■ 部会の設置

大阪府景観審議会(任期:2021年7月から2年間)  
委員:16名 専門委員:3名 計19名

景観条例及び屋外広告物条例に基づき、景観形成についての重要事項等の調査審議を行う。

### 【2021年度の主な調査審議内容】

- ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクトについて
- 公共事業における景観面でのPDCAサイクルについて

景観ビジョン推進部会  
委員:7名

2018. 1に策定した「都市景観ビジョン・大阪」の基本目標である「きらめく世界都市・大阪の実現」に向けた取組みを推進するにあたり、調査や審議を円滑に進めていくため設置

### 【主な調査審議内容】

- ビュースポットおおさか
  - ・ビュースポットおおさかの募集選定について
  - ・ビュースポット活用方策の検討

公共事業アドバイス部会  
委員:3名

公共事業における景観面でのPDCAサイクルの実施し、学識経験者等による景観アドバイスの仕組みを具体的に実施するため設置  
対象案件によってアドバイザーを選任する。

### 【主な調査審議内容】

- ・景観アドバイス会議の実施
  - ・3警察署(和泉、貝塚、八尾)新築工事
  - ・高槻警察署移転建替事業
  - ・大阪府営豊中新千里北第2期住宅民活プロジェクト
  - ・大阪モノレール延伸事業駅舎工事
  - ・都市計画道路八尾富田林線橋梁整備事業 他

## ■景観審議会でのウェブ会議の導入

ウェブ会議システムを利用した会議への出席

- (1) **会長が必要と認めるとき**は、委員は、ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- (2) ウェブ会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、**音声が送受信できなくなった時刻から退席**したものとみなす。
- (3) ウェブ会議システムによる**出席は、静寂な個室その他**これに類する施設又は会長があらかじめ指定した施設で行わなければならない。
- (4) 会議の公開に関する指針により、**会議が非公開で行われる場合**は、委員以外の者に視聴させてはならない。

# ■今後の取組み

